

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表（免許規則別表第二号第一から第六まで、別表第二号の三第一、第三）（平成十六年総務省告示第八百六十号）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第一から第六まで、別表第二号の三第一及び別表第二号の三第三の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を次のように定める。

（同上）

- 一 無線局の目的コードの欄
無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第一号のとおりとする。
- 二 通信事項コードの欄
通信事項コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第二号のとおりとする。

一 （同上）

二 （同上）

別表第一号 無線局の目的コード

別表第一号 無線局の目的コード

※	項	目	コード
1	電気通信業務用		CCC
2	電気通信業務用（一般放送利用を含む。）		CCG
3	電気通信業務用（一般放送用のフライダーリ ンクを含む。）		CCF
4	一般放送		BCG
5～28	(略)		(略)

※	項	目	コード
1	(同上)		(同上)
2～25	(略)		(同上)

29	中波放送	BMF
30	短波放送	BR
31	短波放送 (国際放送)	IBR
32	短波放送 (中継国際放送)	RIB
33	超短波放送	BFM
34	超短波放送 (外国語放送)	FFM
35	超短波放送 (デジタル放送)	DFM
36	超短波放送 (デジタル放送・有料放送を含む。)	PDA
	削除	
37	超短波放送 (デジタル放送・有料放送を含む・衛星補助放送)	PDG
38	超短波文字多重放送	FCM
39	超短波文字多重放送 (外国語放送)	FFC
40	超短波文字多重放送 (有料放送を含む。)	FFC
41	超短波文字多重放送 (外国語放送・有料放送を含む。)	FPC
42	超短波データ多重放送	FDM
43	標準テレビジョン放送	BTV
44	削除	
45	標準テレビジョン放送 (有料放送を含む。)	PTV
46	標準テレビジョン放送 (デジタル放送)	DTJ

26	(同上)	(同上)
27	(同上)	(同上)
28	(同上)	(同上)
29	(同上)	(同上)
30	(同上)	(同上)
31	(同上)	(同上)
32	(同上)	(同上)
33	(同上)	(同上)
34	超短波放送 (デジタル放送・受託国内放送)	PDJ
35	(同上)	(同上)
36	(同上)	(同上)
37	(同上)	(同上)
38	(同上)	(同上)
39	(同上)	(同上)
40	(同上)	(同上)
41	(同上)	(同上)
42	標準テレビジョン放送 (受託国内放送)	BTJ
43	(同上)	(同上)
44	標準テレビジョン放送 (デジタル放送・受託国内放送)	DTJ

47	標準テレビジョン放送 (受信障害対策中継放送)	STV
48	標準テレビジョン音声多重放送 削除	TAM
49	標準テレビジョン音声多重放送 (有料放送含む。)	PTA
50	標準テレビジョン音声多重放送 (受信障害対策中継放送)	SAM
51	標準テレビジョン文字多重放送 削除	TCM
52	標準テレビジョン文字多重放送 (有料放送を含む。)	PTC
53	標準テレビジョン文字多重放送 (受信障害対策中継放送)	SCM
54	標準テレビジョン・データ多重放送 削除	TDM
55	標準テレビジョン・データ多重放送 (有料放送を含む。)	PTD
56	標準テレビジョン・データ多重放送 (受信障害対策中継放送)	SDM
57	標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの	PCD

45	(同上)	(同上)
46	(同上)	(同上)
47	標準テレビジョン音声多重放送 (受託国内放送)	TAJ
48	(同上)	(同上)
49	(同上)	(同上)
50	(同上)	(同上)
51	標準テレビジョン文字多重放送 (受託国内放送)	TCJ
52	(同上)	(同上)
53	(同上)	(同上)
54	(同上)	(同上)
55	標準テレビジョン・データ多重放送 (受託国内放送)	TDJ
56	(同上)	(同上)
57	(同上)	(同上)
58	(同上)	(同上)

	(有料放送を含む。)	
<u>58</u>	高精細度テレビジョン放送 削除	HD
<u>59</u>	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジ ョン放送 (デジタル放送)	DHV
<u>60</u>	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジ ョン放送 (デジタル放送・受信障害対策中 継放送)	SHV
<u>61</u>	データ放送 (デジタル放送)	DDJ
<u>62</u>	超短波放送 (コミュニティ放送)	CFM
<u>63</u>	超短波文字多重放送 (コミュニティ放送)	CF C
<u>64</u>	超短波文字多重放送 (コミュニティ放送・ 有料放送を含む。)	CP C
<u>65</u>	超短波放送 (臨時目的放送)	E F M
<u>66</u>	超短波文字多重放送 (臨時目的放送)	E F C
<u>67</u>	超短波文字多重放送 (臨時目的放送・有料 放送を含む。)	E P C
<u>68</u>	放送試験用 (実験等無線局に該当するもの 。)	B C K
<u>69</u>	放送試験用 (実験等無線局に該当しないも の。)	B C L
<u>70</u>	放送事業用	B C S
<u>71</u>	有線テレビジョン放送事業用	B C M

<u>59</u>	(同上)	(同上)
<u>60</u>	高精細度テレビジョン放送 (デジタル放 送・受託国内放送)	DHJ
<u>61</u>	(同上)	(同上)
<u>62</u>	(同上)	(同上)
<u>63</u>	データ放送 (デジタル放送・ <u>受託国内放 送</u>)	(同上)
<u>64</u>	(同上)	(同上)
<u>65</u>	(同上)	(同上)
<u>66</u>	(同上)	(同上)
<u>67</u>	(同上)	(同上)
<u>68</u>	(同上)	(同上)
<u>69</u>	(同上)	(同上)
<u>70</u>	(同上)	(同上)
<u>71</u>	(同上)	(同上)
<u>72</u>	放送事業用	(同上)
<u>73</u>	有線テレビジョン放送事業用	(同上)

72～135 (略)

(略)

※ 別表第一号欄外の数字は、索引を容易にするため、便宜上付したものであり、告示にはないものであります。別表第二号において同じ。

別表第二号 通信事項コード

※	項	目	コード
1	電気通信業務に関する事項		CCC
2	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項		CCG
3	電気通信事業運営に関する事項		CCM
4	一般放送に関する事項		BCG
<u>5～87</u>	(略)		(略)
<u>88</u>	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）		BCS
<u>89</u>	有線テレビジョン放送事業に関する事項		BCM
<u>90～219</u>	(略)		(略)

74～137 (略)

(同上)

※ (同上)

別表第二号 通信事項コード

※	項	目	コード
1	(同上)		(同上)
2	(同上)		(同上)
<u>3～85</u>	(同上)		(同上)
<u>86</u>	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）		(同上)
<u>87</u>	有線テレビジョン放送事業に関する事項		(同上)
<u>88～217</u>	(同上)		(同上)